

平成 28 年 第 6 回 農業委員会総会

日 時 平成 28 年 6 月 27 日 (月) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

会長 国吉 真昭	代理 大城 茂治	1 番 宮里 良淳	2 番 百次 仁一
3 番 仲西 栄二	4 番 大城 誠常	5 番 山城 学	
7 番 新垣 芳隆		9 番 徳元 加栄	10 番 賀数 宏
11 番 玉城 秀則	12 番 大小堀 旭	13 番 具志堅 繁光	14 番 長嶺 功
	16 番 金城 勲	17 番 大城 えり子	18 番 大本 秀子
	20 番 玉城 正智	21 番 金城 早苗	22 番 伊敷 幸栄

【欠席委員】

6 番 島當 道広 8 番 玉城 信榮

【職務のために出席した職員】

上原 仁信 金城 伊作 玉城 弘一

【議事録署名人】

2 番 百次 仁一 3 番 仲西 栄二

【議事日程】

- 日程第 1 議案第 27 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 28 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 29 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 30 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
- 日程第 5 議案第 31 号 農業経営基盤促進事業に伴う農用地利用計画について
- 日程第 6 議案第 32 号 非農地証明願いについて

平成 28 年 第 6 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、平成 28 年第 6 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、6 番島當道広委員、8 番玉城信榮から欠席の連絡がありました。しかし過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは平成 28 年第 6 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 2 番百次仁一委員、3 番仲西栄二委員です。次回調査委員が 2 番百次仁一委員、3 番仲西栄二委員、4 番大城誠常委員となっています。よろしくお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 27 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について(18 件) 日程第 2 議案第 28 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について(1 件) 日程第 3 議案第 29 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(5 件) 日程第 4 議案第 30 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について(1 件) 日程第 5 議案第 31 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(18 件) 日程第 6 議案第 32 号 非農地証明願いについて(1 件)
会長	【議題の審議】 それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 27 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 18 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてあります。1 番から 3 番は関連しております。1 番、2 番、3 番は米須の 1 筆ずつで、3 筆とも 10 年間の使用貸借権の設定であります。4 番と 5 番は関連して

	おります。4 番は大里の 4 筆で、贈与による所有権移転であります。5 番は大里の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定であります。次に 3 ページをお開き下さい。6 番から 8 番は関連しております。6 番は国吉の 1 筆で贈与による所有権移転であります。7 番は国吉の 1 筆で贈与による所有権移転であります。8 番は国吉の 2 筆で贈与による所有権移転であります。9 番は真栄里の 5 筆で贈与による所有権移転であります。10 番は新垣の 2 筆で売買による所有権移転であります。次に 4 ページをお開き下さい。11 番から 13 番は関連しております。11 番は糸洲の 1 筆で贈与による所有権移転であります。12 番は糸洲の 4 筆で 5 年間の使用貸借権の設定であります。13 番は糸洲の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定であります。14 番は糸洲の 1 筆で 6 年間の使用貸借権の設定であります。15 番は喜屋武の 2 筆で売買による所有権移転であります。次に 5 ページをご覧ください。16 番は阿波根の 1 筆で売買による所有権移転であります。17 番は新垣の 1 筆で売買による所有権移転であります。18 番は武富の 1 筆で売買による所有権移転であります。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 27 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案第 28 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、7 ページをお開き下さい。1 番は座波の 2 筆で農地区分は第 2 種農地で、駐車場への転用であります。以上です。

会長	それでは、現地調査の報告をお願いします。
調査員	今回は3名で調査して参りました。では8ページをご覧ください。 申請地は、宅地及び段差等に囲まれた生産性の高くない第2種農地であります。そのため、駐車場への転用は問題ないものと判断しました。
会長	それでは、皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第28号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請について5件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは11ページをお開き下さい。1番は座波の1筆で農地区分が第2種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。2番から4番は関連しております。2番と3番は賀数の各1筆で、4番は賀数の2筆であります。農地区分が第2種農地であります。店舗への転用で、賃貸借権の設定であります。次に12ページをお開き下さい。5番は阿波根の2筆で農地区分が第2種農地であります。駐車場・倉庫への転用で、譲渡による所有権移転であります。以上です。

会長	それでは調査委員の報告をお願いします。
調査員	それでは5条の報告を致します。13ページをお開き下さい。 申請地は、宅地及び雑種地に囲まれた生産性の高くない第2種農地である。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に15ページをご覧ください。申請地は、宅地及び雑種地に囲まれた第2種農地である。そのため店舗への転用は問題ないものと判断しました。次に17ページをご覧ください。申請地は、宅地及び段差等に囲まれた生産性の高くない第2種農地である。そのため、駐車場及び倉庫への転用は問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第29号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第30号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について1件を議題とします。事務局説明をお願いします。
事務局	それでは、19ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	それでは、議案第30号について議案通り同意してよろしいでしょうか。

委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に議案 31 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 18 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、22 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略) 28-14 は名城の 1 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。小菊の新規就農であります。28-15 は小波蔵の 2 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。小菊の新規就農であります。28-16 は阿波根の 1 筆で、3 年間の使用貸借権の設定であります。施設野菜の新規就農であります。28-17、28-18 は糸洲の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。小菊の規模拡大であります。28-19、28-20 は糸洲の 2 筆で 10 年間の賃借権の設定であります。小菊の規模拡大であります。28-21 は名城の 1 筆で 3 年間の賃借権の設定であります。オクラ・ナスの新規就農であります。28-22 は宇江城の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。レタスの新規就農であります。28-23 は真栄平の 1 筆で 7 年間の賃借権の設定であります。菊・野菜の設定継続であります。28-24 は真壁の 1 筆で 7 年間の賃借権の設定であります。菊・野菜の設定継続であります。28-25 は与座の 2 筆で 10 年間の使用貸借権の設定であります。マンゴーの新規就農であります。28-26 は新垣の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。ハーブの新規就農であります。28-28 は伊原の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定であります。小菊の新規就農であります。28-29 は真栄平の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。小菊の新規就農であります。28-30 は大里の 1 筆で 10 年間の賃借権の設定であります。ナスの新規就農であります。28-31 は喜屋武の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。コーン・甘露の新規就農であります。28-32 は喜屋武の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。コーン・甘露の新規就農であります。28-33 は喜屋武の 2 筆と東里の 1 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。ピーマンの新規就農であります。以上です。

会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願ひします。
委員	特になし。
会長	それでは議案 31 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に議案 32 号非農地証明願ひについて 1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、26 ページをお開きください。1 番、阿波根 1 筆の非農地証明願ひであります。以上であります。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。
調査員	それでは非農地証明願ひの報告を致します。27 ページをお開き下さい。 申請地は、登記は「畑」でありますが、現況は「山林」であります。そのため、非農地であると判断いたしました。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願ひします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 32 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。 議事録署名人 2 番 百次 仁一 3 番 仲西 栄二

